

綾部市公告第127号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（3－4）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧（3－4）工事と道路整備事業の市道青野延線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年12月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第503 103号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（3－4）工事
公共下水道関連舗装復旧（3－4）工事
市道青野延線舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （舗装復旧（3－4））
L＝433.1m W＝2.95～6.0m
アスファルト舗装工 A＝1,851㎡
区画線工 L＝580m
（公共下水道関連）
L＝356.6m W＝1.6～4.9m
アスファルト舗装工 A＝650㎡
区画線工 L＝28m
（青野延線）
L＝397.0m W＝2.95～6.0m
アスファルト舗装工 A＝751㎡
区画線工 L＝356m |
| (5) 予定工期 | 令和4年2月 1日から
令和4年3月31日まで（59日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外

措置を受けていないこと。

- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和3年12月27日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,510円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和4年1月6日（木）午前9時から午後6時まで
令和4年1月7日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で1月6日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年1月14日（金）から
令和4年1月17日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年1月19日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年1月24日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年1月25日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年1月26日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77

条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（3－4）工事と公共下水道関連舗装復旧（3－4）工事と市道青野延線舗装工事を合併して発注するものですが、契約については、3件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623－8501

所在地 京都府綾部市若竹町8－1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

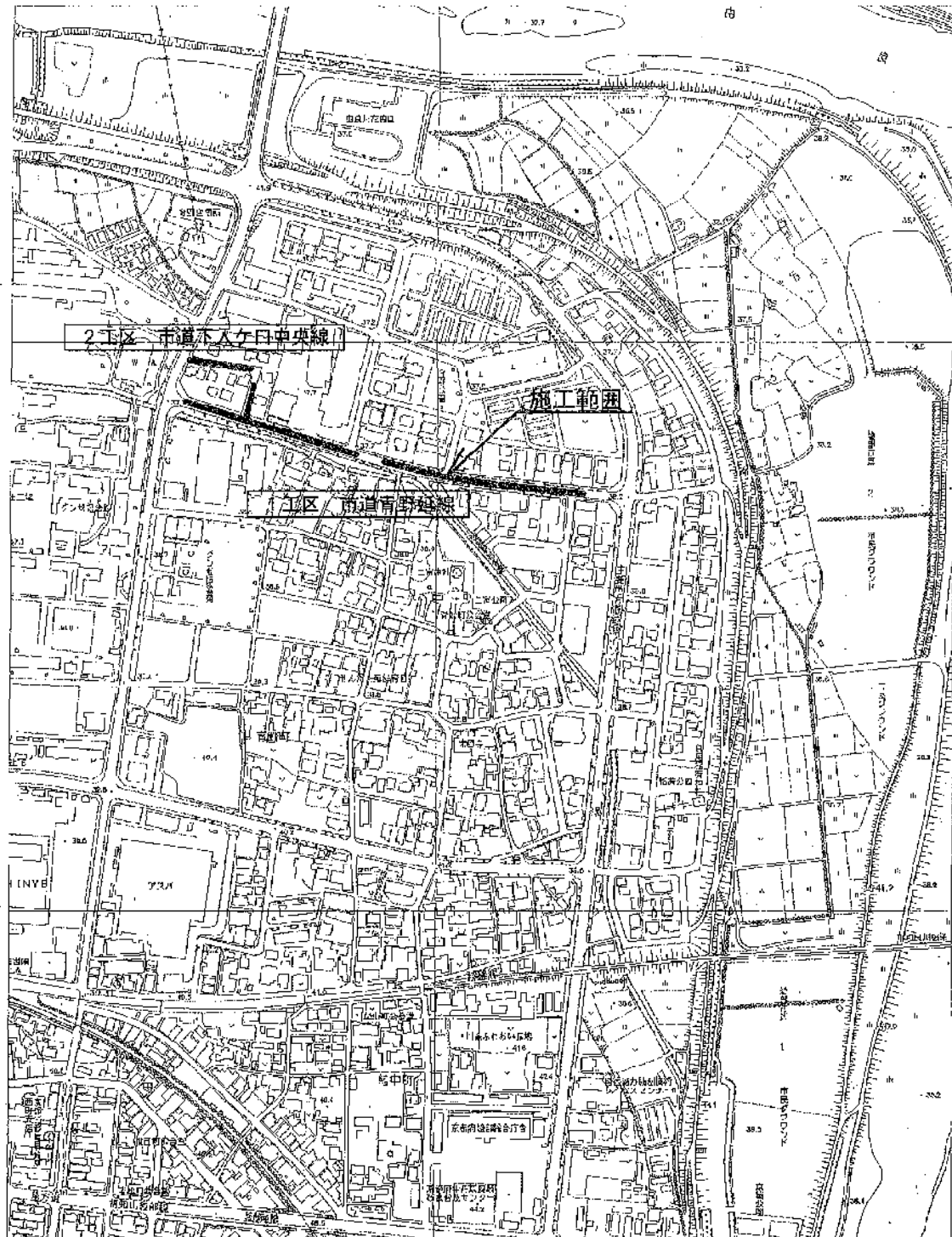
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - （1）3)の1に規定する期間。
 - （2）一件の入札で複数の契約をする場合。
 - （3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

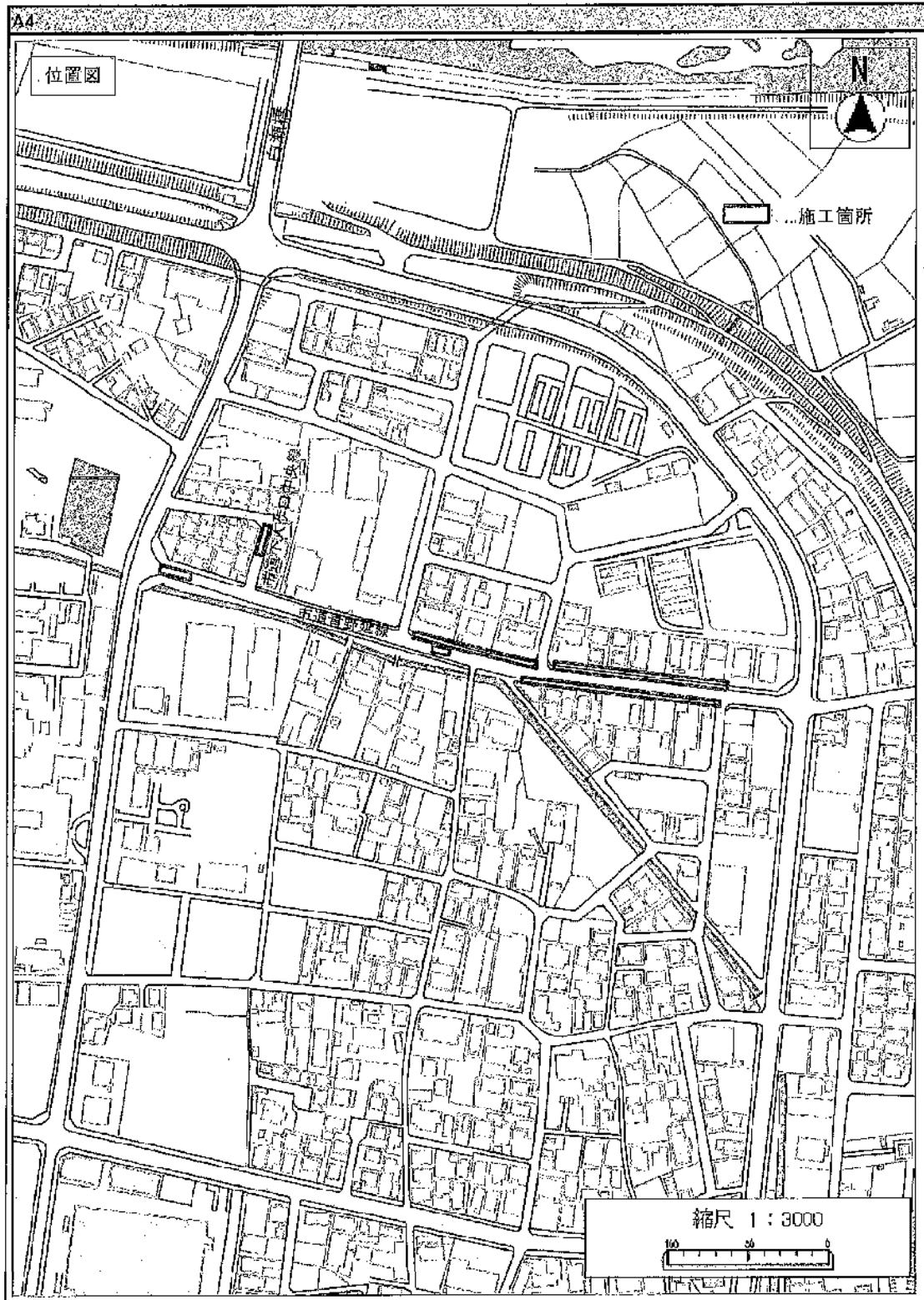
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

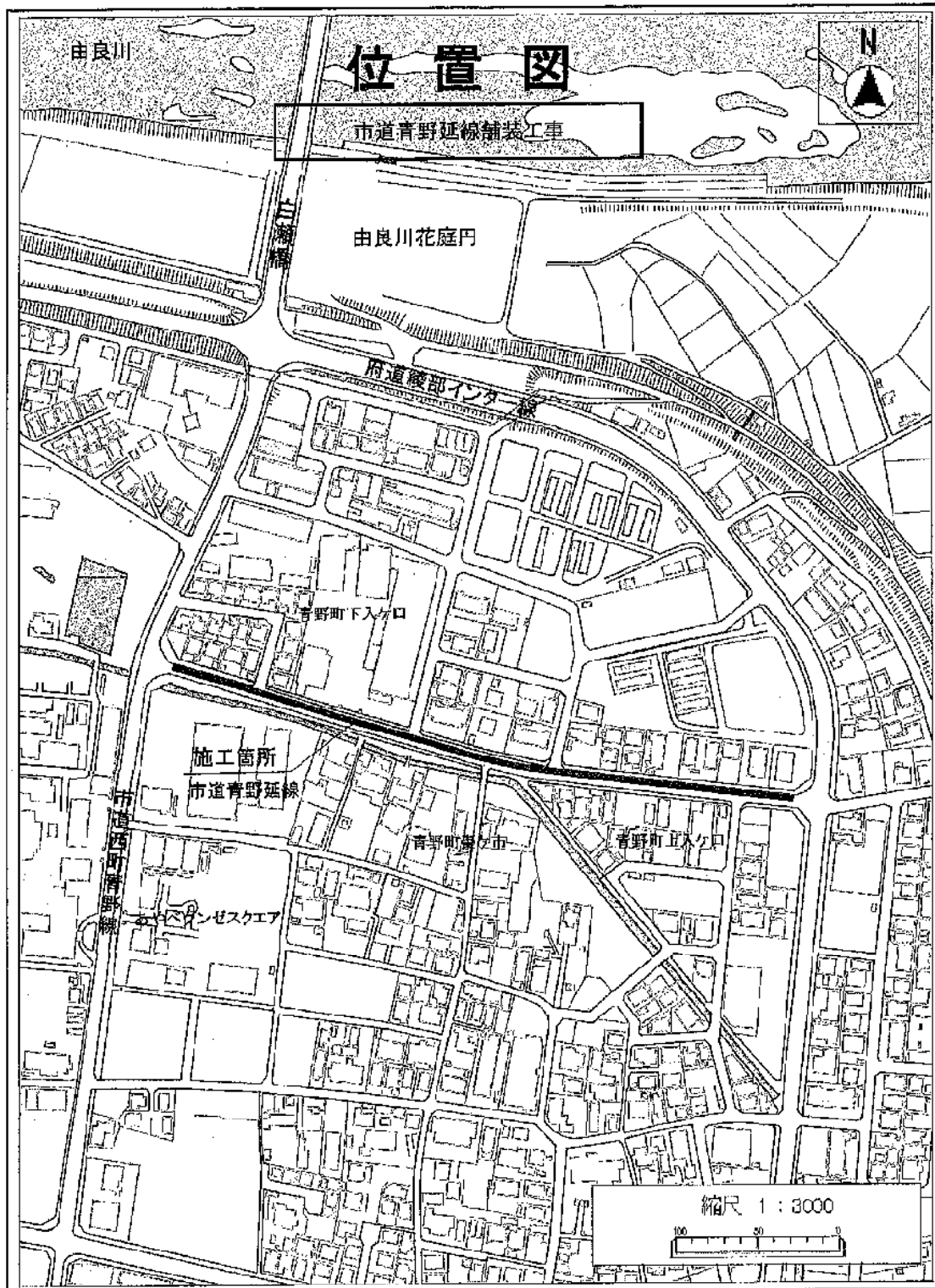
位 置 図



工事名：公共下水道舗装復旧（3－4）工事

：施工範囲





綾部市公告第128号

水量水質安定的対策事業、第一浄水場緊急連絡管舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年12月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第503 104号 |
| (2) 工 事 名 | 第一浄水場緊急連絡管舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=933.9m W=2.2～9.0m
切削オーバーレイ A=1,823㎡
舗装打替工 A=1,763㎡
レベリング A=23㎡
区画線工 L=883m |
| (5) 予定工期 | 令和4年2月 1日から
令和4年3月31日まで（59日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

- ①期間 令和３年１２月２７日（月）午前９時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
[\(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/\)](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は２８０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和４年１月６日（木）午前９時から午後６時まで
 令和４年１月７日（金）午前９時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で１月６日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

- （１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和４年１月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和４年１月１４日（金）から
 令和４年１月１７日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年1月19日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和4年1月24日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年1月25日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和4年1月26日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

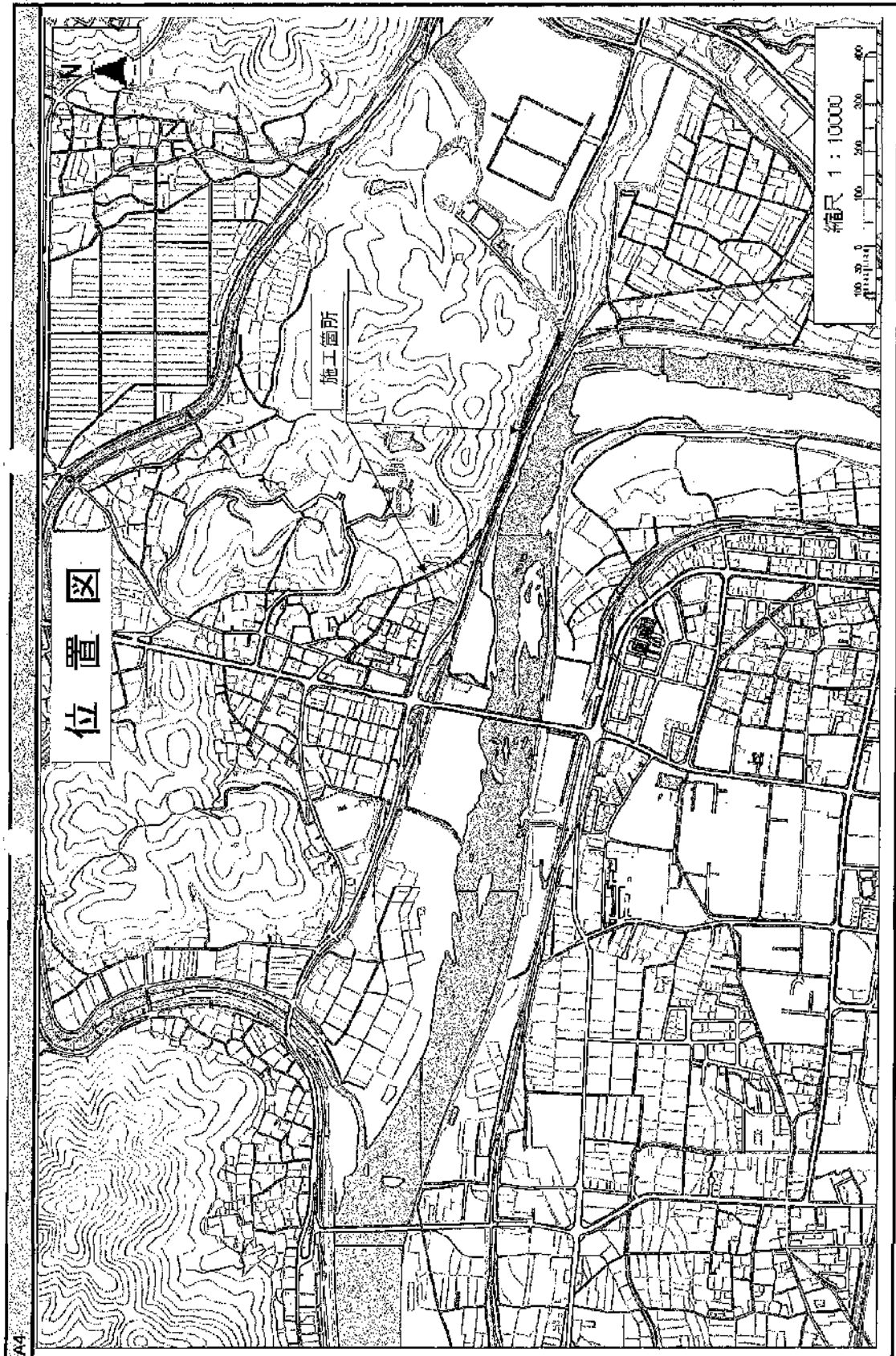
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が 3, 500 万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が 3, 500 万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が 3, 500 万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - （1）3) の 1 に規定する期間。
 - （2）一件の入札で複数の契約をする場合。
 - （3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなりません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第129号

道路整備事業、市道高津旭線舗装工事その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年12月27日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 105号
- (2) 工 事 名 市道高津旭線舗装工事その2
- (3) 工事場所 綾部市小貝町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L=188m W=3.4～3.5m
アスファルト舗装工 A=647㎡
区画線工 L=461m
- (5) 予定工期 令和4年2月 1日から
令和4年3月31日まで（59日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年12月27日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年1月6日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年1月7日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月6日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年1月14日(金)から

令和4年1月17日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年1月19日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和4年1月24日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年1月25日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和4年1月26日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

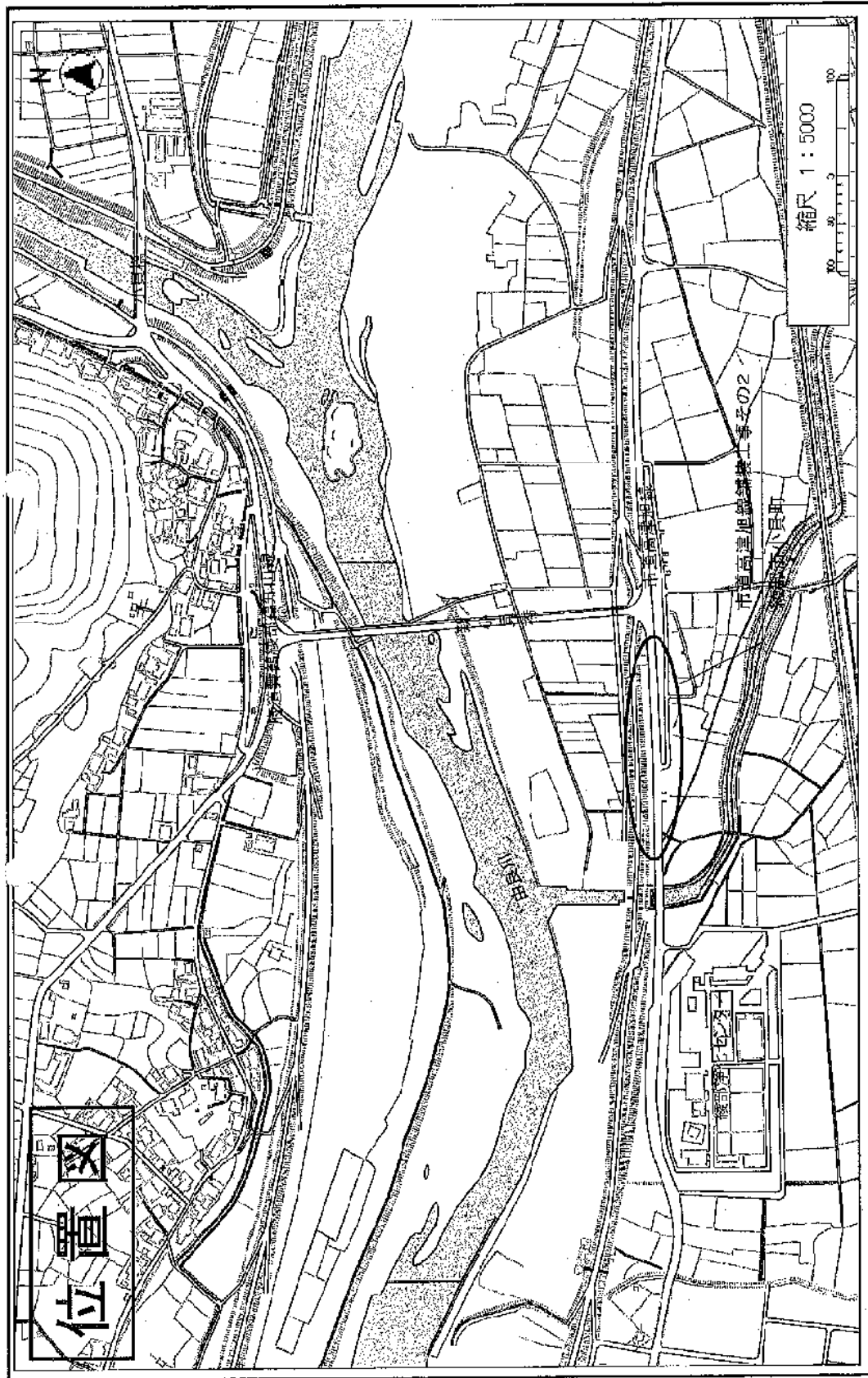
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が 3, 500 万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が 3, 500 万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が 3, 500 万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記 2 と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - （1）3) の 1 に規定する期間。
 - （2）一件の入札で複数の契約をする場合。
 - （3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 3 0 号

道路整備事業、市道高木魚梁ノ上線外 1 線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 3 1 0 6 号
- (2) 工 事 名 市道高木魚梁ノ上線外 1 線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市延町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 1 5 7 . 2 m W = 4 . 2 ~ 8 . 4 6 m
アスファルト舗装工 A = 6 8 7 m²
区画線工 L = 3 6 6 m
- (5) 予定工期 令和 4 年 2 月 1 日から
令和 4 年 3 月 3 1 日まで（5 9 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級又は C 等級で登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年12月27日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は550円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年1月6日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年1月7日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月6日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年1月14日(金)から

令和4年1月17日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年1月19日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和4年1月24日（月）午前9時から午後6時まで
令和4年1月25日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和4年1月26日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - （1）3)の1に規定する期間。
 - （2）一件の入札で複数の契約をする場合。
 - （3）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 3 1 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 3 年 1 2 月 2 8 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

農用地利用計画

地区名称	大字名	小字名	地番	現況面積	用途区分
山家	西原町	勝負換	8-1	300.00	田
山家	西原町	勝負換	37	801.00	田
山家	西原町	勝負換	38	1,091.00	田
山家	西原町	勝負換	38	273.00	農業用施設用地
山家	西原町	勝負換	39	1,499.00	田
山家	西原町	勝負換	40	232.00	その他
山家	西原町	籠原	20-1	160.00	田
山家	西原町	籠原	25	238.00	農業用施設用地
山家	西原町	籠原	28	2,039.00	田
山家	西原町	籠原	29	2,030.00	田
山家	西原町	籠原	30	1,679.00	田
山家	西原町	籠原	31	1,635.00	田
山家	西原町	籠原	32	558.00	田
山家	西原町	籠原	33	1,091.00	田
山家	西原町	籠原	34	808.00	田
山家	西原町	籠原	35	1,229.00	田
山家	西原町	籠原	36	107.00	畑
山家	西原町	谷口	28	1,111.00	田
山家	西原町	谷口	29	451.00	田
山家	西原町	谷口	30	1,010.00	田
山家	西原町	谷口	31	1,265.00	田
山家	西原町	土師ノ木	12-1	41.00	畑
山家	西原町	土師ノ木	23	1,541.00	田
山家	西原町	土師ノ木	24	1,303.00	田
山家	西原町	土師ノ木	25	712.00	田
山家	西原町	土師ノ木	26	903.00	田
山家	西原町	土師ノ木	27	241.00	畑
山家	西原町	土師ノ木	28	344.00	田
山家	西原町	土師ノ木	29	307.00	田
山家	西原町	札ノ前	31	441.00	畑
山家	西原町	札ノ前	32	1,692.00	田
山家	西原町	札ノ前	33	1,327.00	田
山家	西原町	札ノ前	34	1,065.00	田
山家	西原町	札ノ前	35	481.00	田
山家	西原町	札ノ前	36	1,523.00	田
山家	西原町	中地	11-1	273.00	畑
山家	西原町	中地	19	175.00	田
山家	西原町	中地	25	201.00	田
山家	西原町	中地	27	142.00	畑
山家	西原町	中地	36	310.00	田
山家	西原町	中地	38	597.00	田
山家	西原町	中地	39	1,142.00	田
山家	西原町	中地	40	1,003.00	田
山家	西原町	中地	41	1,472.00	田
山家	西原町	中地	42	428.00	田
山家	西原町	中地	43	720.00	田
山家	西原町	上地	70-1	134.00	田
山家	西原町	上地	71-1	199.00	田
山家	西原町	上地	72-1	334.00	田
山家	西原町	上地	74	1,208.00	田

農用地利用計画

地区名称	大字名	小字名	地番	現況面積	用途区分
山家	西原町	上地	75	1,170.00	田
山家	西原町	上地	76	347.00	田
山家	西原町	上地	77	448.00	田
山家	西原町	上地	78	804.00	田
山家	西原町	上地	79	661.00	田
山家	西原町	上地	80	815.00	田
山家	西原町	鷺垣	27-1	290.00	田
山家	西原町	鷺垣	28	191.00	農業用施設用地
山家	西原町	鷺垣	62	1,054.00	田
山家	西原町	鷺垣	63	1,153.00	田
山家	西原町	鷺垣	64	1,646.00	田
山家	西原町	鷺垣	65	2,158.00	田
山家	西原町	鷺垣	66	564.00	田
山家	西原町	鷺垣	67	778.00	田
山家	西原町	鷺垣	68	2,316.00	田
山家	西原町	菱子	4-1	144.00	農業用施設用地
山家	西原町	菱子	38-2	124.00	畑
山家	西原町	菱子	54	668.00	畑
山家	西原町	菱子	55	911.00	畑
山家	西原町	菱子	56	1,372.00	田
山家	西原町	菱子	57	875.00	畑
山家	西原町	西野々	35	0.00	畑
山家	西原町	西野々	42	1,503.00	田
山家	西原町	西野々	43	1,409.00	田
山家	西原町	西野々	44	1,515.00	田
山家	西原町	西野々	45	1,135.00	田
山家	西原町	西野々	46	946.00	田
山家	西原町	西野々	47	1,744.00	田
山家	西原町	西野々	48	2,065.00	田
山家	西原町	西野々	49	2,031.00	田
山家	西原町	西野々	50	2,954.00	田
山家	西原町	東平林	5	214.00	田
山家	西原町	東平林	6	823.00	田
山家	西原町	東平林	36	712.00	田
山家	西原町	東平林	37	1,857.00	田
山家	西原町	東平林	38	1,793.00	田
山家	西原町	東平林	39	1,437.00	田
山家	西原町	東平林	40	838.00	田
山家	西原町	東平林	41	1,163.00	田
山家	西原町	東平林	42	553.00	田
山家	西原町	西平林	12-1	446.00	田
山家	西原町	西平林	13-1	627.00	田
山家	西原町	西平林	14-1	151.00	農業用施設用地
山家	西原町	西平林	16-1	39.00	田
山家	西原町	西平林	27	1,355.00	田
山家	西原町	西平林	28	1,999.00	田
山家	西原町	西平林	29	1,849.00	田
山家	西原町	西平林	30	1,093.00	田
山家	西原町	塚穴	13-5	310.00	田
山家	西原町	塚穴	21	2,086.00	田

農用地利用計画

地区名称	大字名	小字名	地番	現況面積	用途区分
山家	西原町	塚穴	22	2,047.00	田
山家	西原町	堂ノ上	8-1	44.00	畑
山家	西原町	堂ノ上	9-1	17.00	田
山家	西原町	堂ノ上	10	297.00	田
山家	西原町	堂ノ上	11	416.00	田
山家	西原町	堂ノ上	13	829.00	田
山家	西原町	堂ノ上	14	251.00	田
山家	西原町	堂ノ上	15	380.00	田
山家	西原町	堂ノ上	19	552.00	田
山家	西原町	堂ノ上	20	376.00	田
山家	西原町	堂ノ上	21	62.00	田
山家	西原町	堂ノ上	22	89.00	田
山家	西原町	堂ノ上	28	1,453.00	田
山家	西原町	堂ノ上	29	301.00	田
山家	西原町	堂ノ上	30	792.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	20-2	399.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	28	816.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	29	1,015.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	30	1,482.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	31	1,297.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	32	667.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	33	68.00	畑
山家	西原町	猪ノ坂	34	683.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	35	827.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	36	883.00	田
山家	西原町	猪ノ坂	37	230.00	畑
山家	西原町	猪ノ尻	10-1	248.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	11	333.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	22	2,504.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	23	1,575.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	24	1,285.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	25	822.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	26	558.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	27	1,445.00	田
山家	西原町	猪ノ尻	28	620.00	田
山家	西原町	地主	31	1,337.00	田
山家	西原町	地主	32	1,314.00	田
山家	西原町	岡	6-1	132.00	田
山家	西原町	岡	23	698.00	田
山家	西原町	岡	24	801.00	田
山家	西原町	岡	25	1,062.00	田
山家	西原町	岡	26	1,437.00	田
山家	西原町	小林	15-1	154.00	田
山家	西原町	小林	16-1	74.00	田
山家	西原町	小林	17-1	843.00	田
山家	西原町	小林	17-3	179.00	田
山家	西原町	小林	19-2	636.00	田
山家	西原町	小林	19-3	343.00	田
山家	西原町	小林	20-1	302.00	田
山家	西原町	小林	22	1,432.00	田

農用地利用計画

地区名称	大字名	小字名	地番	現況面積	用途区分
山家	西原町	小林	23	1,293.00	田
山家	西原町	弥九郎勝	10-1	261.00	田
山家	西原町	弥九郎勝	19-1	297.00	畑
山家	西原町	弥九郎勝	19-2	66.00	畑
山家	西原町	弥九郎勝	21	383.00	田
山家	西原町	弥九郎勝	22	963.00	田
山家	西原町	弥九郎勝	23	1,336.00	田
山家	西原町	弥九郎勝	24	138.00	畑
山家	西原町	中ヶ沢	47	1,578.00	田
山家	西原町	中ヶ沢	48	1,213.00	田
山家	西原町	中ヶ沢	49	1,389.00	田
山家	西原町	中ヶ沢	50	770.00	田
山家	西原町	中ヶ沢	51	1,127.00	田
山家	西原町	仲ノ下	44	610.00	田
山家	西原町	仲ノ下	45	655.00	田
山家	西原町	申酉	23	1,049.00	田
山家	西原町	申酉	24	2,451.00	田
山家	西原町	申酉	25	2,353.00	田
山家	西原町	申酉	26	1,921.00	田
山家	西原町	申酉	27	704.00	田
山家	西原町	十ノ塚	13	277.00	畑
山家	西原町	十ノ塚	21	965.00	田
山家	西原町	十ノ塚	22	1,525.00	田
山家	西原町	十ノ塚	23	1,589.00	田
山家	西原町	十ノ塚	24	1,081.00	田
山家	西原町	十ノ塚	25	415.00	畑
山家	西原町	十ノ塚	26	107.00	畑
山家	西原町	十ノ塚	27	41.00	畑
山家	西原町	弓矢	6-2	91.00	農業用施設用地
山家	西原町	弓矢	18	1,916.00	田
山家	西原町	弓矢	19	555.00	田
山家	西原町	弓矢	20	1,367.00	田
山家	西原町	弓矢	21	996.00	田
山家	西原町	荒田	1-1	129.00	採草放牧地
山家	西原町	荒田	2	115.00	採草放牧地
山家	西原町	荒田	24	808.00	田
山家	西原町	荒田	25	989.00	田
山家	西原町	南中山	28	1,767.00	田
山家	西原町	南中山	29	747.00	田
山家	西原町	南中山	30	2,261.00	田
山家	西原町	南中山	31	1,108.00	田
山家	西原町	北中山	4-1	67.00	採草放牧地
山家	西原町	北中山	14	320.00	田
山家	西原町	北中山	31	2,027.00	田
山家	西原町	北中山	32	979.00	田
山家	西原町	北中山	33	1,209.00	田
山家	西原町	北中山	34	604.00	田

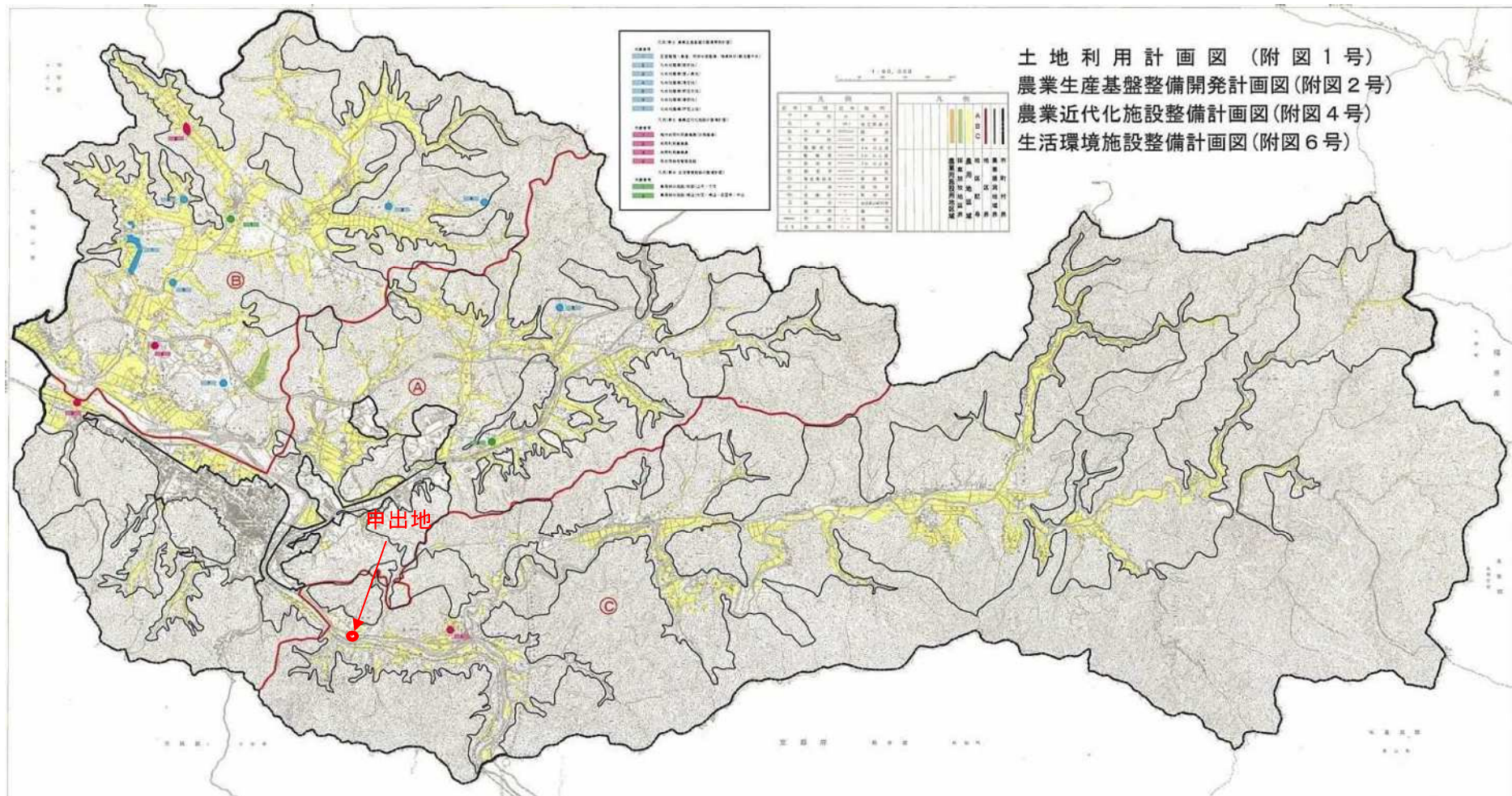
(2)用途区分の変更の明細

(単位：㎡)

地区 記号 区域 番号	土地の所在	現農用地 区域面積	変更に係る 面積	左に係る用途区分				用途区分の 変更の理由	備考 (分筆経過)
				法定用途区分		特別用途区分			
				変更前	変更後	変更前	変更後		
	綾部市西原町勝負換38	1364 m ²	273 m ²	農地 273 m ²	(注) 1 施設用地 273 m ²		(注) 1	農業用倉庫建築	(注) 2
	計	1,364	273	273	273				
	変更前計	法定用途区分	農地	273.0 m ²					
			小計	273.0 m ²					
	変更後計	法定用途区分	農地	273.0 m ²					
			小計	273.0 m ²					

(注) 1 1筆の土地について、2以上の用途区分を設定する場合は、各用途区分毎の面積を併記すること。

(注) 2 分筆ごとにより変更前の地番と一致しない場合は、分筆等の経過を明記すること。



綾部市公告第 1 3 2 号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和 4 年 6 月 2 9 日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|--------------------|--|
| 1 撤 去 の 理 由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第 8 条の規定による。 |
| 2 撤 去 日 | 令和 3 年 1 2 月 8 日 |
| 3 撤 去 区 域 | J R 刈垣駅周辺、あやべ市民バス寺町（上り）バス停周辺 |
| 4 撤 去 し
保管した台数 | 4 台（詳細は別紙、一覧表のとおり） |
| 5 保 管 の 場 所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保 管 期 間 | 令和 4 年 6 月 2 9 日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類
（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車 1 台につき 1, 0 0 0 円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連 絡 先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：4 2 － 4 2 4 8（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	銀	2 3－0 1 4 1 4 7 1	J B 3 1 4 6 6
2	銀	2 2－0 0 7 5 3 0 9	Z Y 8 L 2 4 3 8 8 4
3	青	西舞－0 0 4 5 7 4 3	E 5 B 0 8 0 1 5
4	青	2 2－0 0 5 0 7 7 1	K 0 8 1 5 1 6

綾部市上下水道事業管理規程第4号

綾部市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

綾部市長 山崎 善也

綾部市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市上下水道事業管理規程（水道課管理規程及び水道事業管理規程を含む。以下同じ。）で定める申請書等への押印について、当該綾部市上下水道事業管理規程の特例を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 綾部市上下水道事業管理規程で定める申請書等のうち、別表に定めるものについては、当該綾部市上下水道事業管理規程の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

上水道事業管理規程の名称	様式（申請書等）の名称
綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）	給水装置の種類（目的）変更届（様式第3号）
綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）	給水の開始（休止）（廃止）届（様式第4号）
綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）	共用給水装置使用者戸数異動届（様式第6号）
綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）	給水装置所有者（代理人）（総代人）住所（商号）変更届（様式第7号）
綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）	私設消火栓使用届（様式第8号）
綾部市上水道給水条例施行規程（昭和61年綾部市水道事業管理規程第20号）	量水器位置変更願（様式第12号）
綾部市水道事業公金徴収事務委託規程（昭和42年綾部市水道課管理規程第14号）	水道事業公金払込報告書（様式第1号）
綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）	除害施設工事完了届（様式第6号）
綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）	水質管理責任者選任（変更）届（様式第10号）
綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）	公共下水道使用者変更届（様式第13号）
綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）	公共下水道一時使用開始（廃止）届（様式第14号）
綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）	水道水以外の水の使用（変更）届（様式第15号）
綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）	汚水排水量申告書（様式第16号）
綾部市農業集落排水施設条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第17号）	水道水以外の水の使用（変更）届（様式第11号）
綾部市農業集落排水施設条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第17号）	汚水排水量申告書（様式第12号）

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程（平成３０年綾部市上下水道事業管理規程第１８号）	水道水以外の水の使用（変更）届（様式第５号）
綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程（平成３０年綾部市上下水道事業管理規程第１８号）	汚水排水量申告書（様式第６号）
綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程（平成３０年綾部市上下水道事業管理規程第１８号）	浄化槽使用者変更届（様式第１４号）
綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程（平成３０年綾部市上下水道事業管理規程第２１号）	綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付申請書（様式第１号）
綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程（平成３０年綾部市上下水道事業管理規程第２１号）	綾部市雨水貯留施設設置費助成金変更等承認申請書（様式第３号）
綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程（平成３０年綾部市上下水道事業管理規程第２１号）	綾部市雨水貯留施設設置費助成金実績報告書（様式第４号）

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市消防団応援の店の登録に関する要綱（平成 28 年綾部市消防本部告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 28 日

綾部市消防長 上 原 博 一

様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市消防長訓令甲第 3 号

消 防 本 部
消 防 署

綾部市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市消防長 上 原 博 一

綾部市火災調査規程の一部を改正する訓令

綾部市火災調査規程（平成 1 5 年綾部市消防長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 0 号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月1日

綾部市議会議長 荒 木 敏 文

綾部市議会規則第1号

綾部市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会議員政治倫理条例施行規則（平成29年綾部市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及びその代表者が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。）し、及び押印」を「が署名し、及びその代表者が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。）又は記名押印」に改める。

様式第1号（2枚目以降）中

「

有効 無効 の印	番 号	署 名 年 月 日	住 所	生 年 月 日	氏 名	印	備 考
		年 月 日		年 月 日			

を

~~~~~

|  |  |       |  |       |  |  |  |
|--|--|-------|--|-------|--|--|--|
|  |  | 年 月 日 |  | 年 月 日 |  |  |  |
|  |  |       |  |       |  |  |  |

」

「

| 有効<br>無効<br>の印 | 番 号 | 署 名<br>年 月 日 | 住 所 | 生 年 月 日 | 氏 名 | 備 考 |
|----------------|-----|--------------|-----|---------|-----|-----|
|                |     | 年 月 日        |     | 年 月 日   |     |     |
|                |     |              |     |         |     |     |
|                |     |              |     |         |     |     |

に、

~~~~~

		年 月 日		年 月 日			

」

「氏名及び住所等を記載し、押印」を「氏名、住所等を記載」に改める。

様式第 2 号中

「

綾部市議会議員

㊟ を

」

「

綾部市議会議員

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市文化財保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市教育委員会規則第 3 号

綾部市文化財保護に関する規則の一部を改正する規則

綾部市文化財保護に関する規則（昭和 4 0 年綾部市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「指定申請書（様式第 1 号）」を「様式第 1 号」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に改める。

第 4 条第 1 項中「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「前号」を「前項」に、「指定書再交付申請書（様式第 3 号）」を「様式第 3 号」に改める。

第 6 条中「文化財指定台帳（様式第 5 号）」を「様式第 5 号」に改める。

第 7 条中「指定解除通知書（様式第 6 号）」を「様式第 6 号」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「または」を「又は」に、「滅失（き損）届（様式第 7 号）」を「様式第 7 号」に改め、同項第 2 号中「または」を「又は」に、「所有者等（所有者等の住所）（所在）変更届（様式第 8 号）」を「様式第 8 号」に改める。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 7 号から様式第 9 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

私市円山古墳公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市教育委員会
委員長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第 4 号

私市円山古墳公園条例施行規則の一部を改正する規則

私市円山古墳公園条例施行規則（平成 5 年綾部市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削り、

「

	課長	課長 補佐	係長	係員
--	----	----------	----	----

」を「

--	--	--	--	--

」に改める。

様式第 3 号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第 13 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 3 年度第 9 回（12 月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 3 年 12 月 21 日

綾部市教育委員会

教育長 村 上 元 良

- 1 日 時 令和 3 年 12 月 24 日（金）午後 1 時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・ 議第 26 号 綾部市入学支度金要綱の一部改正について
 - ・ 議第 27 号 綾部市文化財保護に関する規則の一部改正について
 - ・ 議第 28 号 綾部市私市円山古墳公園条例施行規則の一部改正について
 - ・ 議第 29 号 綾部市文化財補助金交付要綱の一部改正について

綾部市教育委員会告示第 1 4 号

綾部市入学支度金支給要綱（平成 2 2 年綾部市教育委員会告示第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

様式第 4 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第 15 号

綾部市文化財補助金交付要綱（平成 9 年綾部市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 28 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

第 8 条中「綾部市文化財補助事業実績報告書（様式第 3 号）」を「綾部市文化財補助金事業実績報告書（様式第 3 号）」に改める。

様式第 1 号中「㊤」を削る。

様式第 2 号中「㊤」を削り、「綾教社第 号」を「綾 第 号」に改める。

様式第 3 号中「㊤」を削り、「綾教社第 号」を「綾 第 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する
規程の一部を改正する訓令

綾部市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成 1 2 年綾部市教育委員会教育長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号ア中「又は妊娠」を「、妊娠」に、「又は能率が低下したこと」を「若しくは能率が低下したこと又は不妊治療を受けること」に改める。

別表第 1 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用の項中「又は出産」を「若しくは出産」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成 2 年綾部市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表（8）の項中「医師が行う妊娠のために必要な検査又は治療をいう」を「医療機関が実施する説明会並びに医師が行う妊娠のために必要な検査及び治療をいう」に、「6 日以内」を「6 日（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあっては、1 0 日）以内」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第45号

個人演説会等の開催の手続に関する規程（昭和30年綾部市選挙管理委員会告示第44号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

綾部市十倉財産区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和3年12月23日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和3年12月20日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 令和2年度綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 令和3年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第1号）